

中川区をイメージする漢字 「青」ロゴタイプ使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、中川区をイメージする漢字「青」のロゴタイプを使用する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本規程において用いられる用語の定義は次のとおりとする。

(1) 商品

販売を目的として製造した製品及びそれに準ずるものをいう。

(2) 景品

商品等の販売促進を目的とした製品及びそれに準ずるものをいう。

(3) 広告

商品や事業等の情報を世間に広く宣伝するものをいう。

(商品の製造及び販売を目的とした使用承認の申請および変更の申請)

第3条 商品の製造及び販売を目的としてロゴタイプを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、中川区をイメージする漢字「青」ロゴタイプ使用承認申請書（様式第1号）及び使用者の事業の概要がわかる書類等を名古屋市中川区長（以下、「中川区長」という。）に提出し、その承認を受けること。また、承認を受けた内容について変更しようとする場合も同様とする。

(使用の承認)

第4条 中川区長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査する。審査の結果当該使用が中川区のPRなど中川区政の推進に寄与するものと認め、使用を承認するときは、承認番号を付して中川区をイメージする漢字「青」ロゴタイプ使用承認通知書（様式第2号）を交付するものとする。この場合において、中川区長は、必要があると認める場合には、ロゴタイプの利用方法その他について条件を付することができる。

2 ロゴタイプの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、中川区長はこれを承認しないこととし、中川区をイメージする漢字「青」ロゴタイプ使用不承認通知書（様式第3号）を交付するものとする。

- (1) 中川区のPRなど中川区政の推進に寄与するという趣旨に反する恐れがある場合
- (2) 中川区もしくは名古屋市の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなる恐れがある場合
- (3) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用される恐れのある場合
- (4) 特定の個人又は団体の売名に利用される恐れのある場合
- (5) 不当な利益を得るために利用される恐れのある場合
- (6) 名古屋市の事業又は名古屋市の認めた関連事業を推進する上で支障となる恐れがある場合
- (7) ロゴタイプを正しい使用方法に従って使用しない恐れがある場合
- (8) 法令や公序良俗に反する恐れがある場合
- (9) その他、承認することが不適當と認められる場合

(使用承認後の手続き)

第5条 商品の製造及び販売を目的として使用承認を受けた者は、商品の発売前に、商品の完成品を中川区長に提出するものとする。ただし、物品の性質上の理由などで、完成品を提出することが困難な場合は、協議の上、写真などイメージデータの提出等に替えることができる。

(使用上の遵守事項)

第6条 使用者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用し、中川区長の指示するデザインガイドラインに従うこと。
- (2) 第3条の使用承認を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (3) ロゴタイプのイメージ、信用性等を損なうことがないよう適正に使用するとともに安全性、品質についても十分な配慮をすること。
- (4) JAS法、景品表示法、食品衛生法その他各種法令を遵守すること。
- (5) 当該使用に係る物件の使用に当たり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。当該使用に係る物件を原因とする事故に対しては、名古屋市は一切の責任を負わない。

(使用承認の取消)

第7条 中川区長はロゴタイプの使用が使用承認基準及び承認内容に違反していると認められる場合は、使用条件を変更し、又は使用承認を取り消すことができる。

2 中川区長は、前項の規定により承認を取り消された者に対し、当該承認に係る物件の使用停止及び回収を求める等適切な措置をとることができる。

3 中川区長は、承認を得ずにロゴタイプを使用している者又は使用しようとしている者に対して、その物件の使用停止及び回収を求める等適切な措置をとることができる。

4 取消し等に伴う使用物件の回収費等は使用者の負担とする。

(使用料等)

第8条 使用承認を受けた者に対するロゴタイプの使用料は無償とする。

(損失補償等の責任)

第9条 名古屋市は、ロゴタイプの使用に係る損失補償等一切の責任を負わない。

(景品・広告宣伝など商品以外を目的とした使用の申込)

第10条 景品・広告宣伝など商品以外の用途でロゴタイプを使用する場合は、中川区をイメージする漢字「青」ロゴタイプ使用申込書(様式第4号)を中川区長に提出すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 国又は地方公共団体が使用する場合
- (2) 学校等が教育の目的で使用する場合
- (3) 中川区内の町内会などの自治会及びこれに準ずるその他の地域団体が使用する場合

(4) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合

(5) 報道関係機関以外（機関紙や地域広報紙など）で、中川区長がその使用目的を前号に準ずるものと認めた場合

(6) 第3条に基づき、中川区長より承認を受けた商品について、当該商品に関連した広告・宣伝に使用する場合

(7) 個人が営利目的以外で使用する場合

(8) その他名古屋市中川区が別に定めた場合又は中川区長が適当と認めた場合

2 前項においてロゴタイプを使用する場合は、第4条第2項及び第6条から前条の規定を準用する。

(補則)

第11条 この規程に定めるものの他、ロゴタイプの取扱いについて必要な事項は、名古屋市中川区が別に定める。

(附則)

この規程は、平成31年1月28日から施行する。